

○国土交通省告示第五百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年五月三十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道2号改築工事（相生有年道路・兵庫県相生市若狭野町若狭野字下河原地内から同県赤穂市有年横尾字畑地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 兵庫県相生市若狭野町若狭野字下河原、字茶屋、字庄境及び字角堂地内

兵庫県赤穂市有年牟礼字上河原、字垣ノ内、字天通り、字中嶋、字往来ノ上及び字前垣内並びに有年横尾字畑地内

2 使用の部分 兵庫県相生市若狭野町若狭野字下河原、字茶屋、字庄境及び字角堂地内

兵庫県赤穂市有年牟礼字上河原、字垣ノ内、字天通り、字中嶋、字往来ノ上及び字前垣内並びに有年横尾字畑地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道2号改築工事（相生有年道路）」（以下「本件事業」という。）は、兵庫県相生市若狭野町若狭野字下河原地内から同県赤穂市東有年字古江地内までの延長4.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条の規定に基づき本件事業を行うこととされており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道2号（以下「本路線」という。）は、大阪府大阪市を起点とし、福岡県北九州市に至る延長約672kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する相生市は、養殖業が盛んな地域であり、ブランド化された牡蠣は、本路線等を利用して姫路市内や赤穂市内、広島方面へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等を目的とした通過交通に広く利用されるとともに、地域住民の日常的な通勤、通学、店舗利用等を目的とした地域内交通に利用されていることから、通過交通と地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の一部区間における自動車交通量は、24,676台/日であり、混雑度は1.56となっている。

本件事業の完成により、現道の通過交通等が本件区間に転換することなどから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和4年7月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動については環境基準等を満足するとされており、大気質については、道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値を超える値が見られるものの、散水等の実施により道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値を満足するとされている。騒音については、環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第

75号)における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているナゴヤダルマガエル、ツマグロキチョウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているセトウチサンショウウオ、チュウガタスジシマドジョウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズオオバコ、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、ミゾコウジュ、カワヂシャ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3か所存在するが、このうち1か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る2か所についても兵庫県教育委員会等と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線道路を現道拡幅方式及びバイパス方式により整備する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成元年10月17日に都市計画決定され、平成12年3月21日に変更決定された都市計画と、のり面の形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長等からなる国道2号（姫路市～上郡町間）改修促進協議会より、緊急輸送路ネットワークを形成することなどの観点から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 兵庫県相生市役所及び赤穂市役所